

# 第4章 | 住居確保給付金

## 1 事業概要

離職、廃業又は個人の責によらない理由・都合(休業など)により収入が減少し、離職などと同程度の状況にある方で、住まい(賃貸)を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労

支援とともに、原則3か月間の家賃助成を行う。

なお、求職活動を誠実に行ってもお生活が安定しない場合は、3か月毎に2回まで延長することができる。

## 2 実施状況

コロナ感染症の影響が広がる中で、住居確保給付金は、度重なる法改正により令和2年4月に支援対象者が拡大し、令和3年1月には再々延長(最長12か月支給)、令和3年2月には特例再支給(最長15か月間支給)が実施され、その後、コロナ感染症の沈静化とともに再々延長は令和3年12月末に、特例再支給は令和5年3月末に申請受付が終了した。

令和2年5月には最多となる2,307件の新規申請を受理したが、この時期は電話が途切れることなく鳴り響き、不足書類の確認など事務処理は深夜まで続いたが、区職員の応援や派遣社員を配置して何とか乗り切ることができた。

令和4年度は、表10のとおり「新規申請」は411件と前年度の約1/3に減り、続く「延長申請」・「再延長申請」、それらを受

給し終わった後に申請が可能となる「特例再支給申請」も同程度減少したが、依然としてコロナの影響が出る前に比較して多くの申請を受け付けている。

また、表11のとおり初回受給の3か月間に就労して増収を図ったなどにより受給終了となる者は少なく、令和4年度では、新規受給者445人、3か月延長(通算6か月)受給した人は395人、3か月再延長(通算9か月)受給した人は419人となり、受給が長期化するケースも多く見られる。

住居確保給付金はコロナ感染症の影響を受け、離職・休業等による減収で住居喪失の恐れがあった相談者に対し、即効性のある支援としての役割を果たしたことが分かる。

表10)住居確保給付金申請受付実績 ※( )内は令和3年度実績

	令和4年度
新規申請件数	411 (1,243)
延長申請件数	356 (1,265)
再延長申請件数	376 (1,217)
再々延長申請件数	- (1,086)
特例再支給申請件数	470 (2,530)

表11)住居確保給付金支給決定実績 ※( )内は令和3年度実績

	令和4年度
新規支給決定件数	445 (1,197)
延長支給決定件数	395 (1,281)
再延長支給決定件数	419 (1,256)
再々延長支給決定件数	- (1,279)
特例再支給決定件数	675 (2,299)

## 3 今後に向けて

コロナ感染症の影響が落ち着いてきた状況に合わせて、令和5年4月からは支給要件などについても変更されており、法に基づき、適切に事務を進めていく。

その中で、申請につながった方については丁寧なアセスメントを経て、家計、就労支援等と併せて、生活自立に向けた支援を行っていく。

